仕　様　書

年　度	平成26年度
場　所	三原市宮浦一丁目
名　称	宮浦浄水場１号排水ポンプ取替工事
種　別	管理受託　　第　　号
期　間	年　月　日～　年　月　日まで(契約締結後　日間)
概　要	着脱式水中モータポンプ　φ100×1.5m3/min×10m　１台

三 原 市 水 道 部

工　事　数　量　総　括　表

工事名称	宮浦浄水場１号排水ポンプ取替工事　（ 当初 ）	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
本工事費		式	1	
排水ポンプ取替		式	1	レベル１
ポンプ設備工		式	1	レベル２
機器費		式	1	レベル３
排水ポンプ		台	1	レベル４
材料費		式	1	レベル３
小配管・弁類		式	1	レベル４
労務費		式	1	レベル３
ポンプ据付工		式	1	レベル４
ポンプ撤去工		式	1	レベル４
直接工事費		式	1	
共通仮設費率額		式	1	
共通仮設費合計				

三原市水道部

工　事　数　量　総　括　表

工事名称	宮浦浄水場１号排水ポンプ取替工事　（ 当初 ）	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
純工事費				
現場管理費		式	1	
工事原価				
一般管理費		式	1	
工事価格				
消費税相当額		式	1	
工事費				

三原市水道部

宮浦浄水場１号排水ポンプ取替工事

特記仕様書

三　原　市　水　道　部

特　記　仕　様　書

第1章　　総則

第1節　　適用

１　本特記仕様書は，宮浦浄水場１号排水ポンプ取替工事に適用する。

２　工事場所は、広島県三原市宮浦一丁目とする。

３　本特記仕様書に記載のない事項については，次によるものとする。

・三原市水道部建設改良工事施工管理基準　平成２６年５月　三原市水道部

・土木工事共通仕様書　平成２５年８月　広島県　【平成２６年８月一部改定】

・水道工事標準仕様書　平成２２年　日本水道協会

・その他関連規格類

第2節　　現場代理人の常駐義務の緩和

１　監督員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え，次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には，三原市財務部契約課通知「現場代理人の配置について」により，発注者の了解のもと，兼務を認めることができるものとする。

１）請負金額が２，５００万円（建築一式工事にあっては５，０００万円）未満の工事　１件（災害復旧工事を除く。）

２）請負金額が１３０万円以下の工事　１件（災害復旧工事を除く。）

３）最も近接する部分の直線距離が，１０ｋｍ以内の現場

４）その他，特に発注者が認めた期間

２　現場代理人の兼務を希望する場合は，「現場代理人の兼務について（申請)」を監督員に提出し，承認を得ること。

３　申請書には次のものを添付し，監督員に提出し，承認を得ること。

１）現場間の距離がわかる位置図

２）既に着手している工事の契約書（表紙のみ）の写し

４　現場代理人の兼務が承認された二つの工事については，双方ともにそれぞれの監督員に「工事管理状況報告書」を毎週提出すること。

第3節　現場管理

１　請負者は工事現場内において，監理技術者，主任技術者（下請けを含む）に工事名，工期，顔写真，所属会社名及び証明印の入った名札を着用するものとする。

２　工事の施工については，場内の構造物を損傷させないように十分注意すること。万一損傷を与えた場合は，直ちに監督員に報告し，監督員の指示に従い請負者の負担において速やかに原形復旧すること。

３　機器の搬入，搬出については，既設設備及び搬入する機器を損傷させないように施工箇所周囲等に養生を施し，細心の注意を払って行うこと。また，搬入搬出方法については現場に合った最善の方法を検討し，監督員に計画書を提出すること。

４　請負者は工事現場が隣接し，または同一場所において施工する別途工事がある場合は常に相互協調し十分調整の上，工程，施工管理等に努めること。

５　請負者は工事現場内の労働安全に留意し，風紀及び衛生の取締りならびに火災，盗難，その他事故防止について責任を持って十分な注意を払うこと。

第4節　諸法令の順守等

１　本工事の施工にあたり，請負者は関係諸法令を遵守し，工事に必要な届出，手続き，申請等は請負者が代行し，これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

２　本工事にて準拠すべき規格並びに基準は特に記載のない事項については現行の下記によること。

１）日本工業規格（ＪＩＳ）

２）日本水道協会規格（ＪＷＷＡ）

３）水道施設設計指針・解説

４）水道維持管理指針

５）電気学会電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）

６）日本電機工業会規格（ＪＥＭ）

７）日本電線工業会規格（ＪＣＳ）

８）電気設備に関する技術基準を定める省令（経済産業省令）

９）内線規程（電気技術基準調査委員会編）
10）労働基準法
11）労働安全衛生規則
12）公共建築工事標準仕様書・標準図・工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
（機械設備工事編・電気設備工事編・建築工事編）
13）その他関係法規

第5節　施工体系図

請負者は，土木工事共通仕様書第１編１－１－１２第２項によるほか，下請負契約を締結したときは，遅延なく施工体系図を作成し，監督員へ提出すること。ただし，請負代金額１，０００万円未満の工事は除く。

第6節　図面

実際の図面と縮尺が異なる図面（縮小図面）については，契約締結後，請負者に対し，関係図面の原図又はデータを貸与する。

第7節　提出書類

１　提出書類及び部数は水道部において定めているもの及び監督員の指示によるものとする。なお，これらに要する費用はすべて請負者の負担とする。

２　主要機器等については，監督員と本仕様書及び設計図に基づく設計製作に関し詳細な打合せを行い，承認図を作成し提出すること。

１）機器配置図・配管図
２）各機器外形寸法及び構造図（主要寸法，材質を記入）
３）工程表
４）製作仕様書
５）各機器製作図
６）各種計算書・検討書等

７）その他監督員が指示するもの

３　本工事に使用する機器，材料等は見本品及またはカタログ等の承認図を提出すること。

４　本工事完了後，完成図書を２部作成し監督員に提出すること。

１）竣工図

２）施工図

３）機器完成図

４）取扱説明書

５）各種機器試験成績書

６）現地試験調整成績書

７）官公署届出書類

８）その他必要なもの

第8節　完成通知

請負者は，土木工事共通仕様書　第１編１－１－２第２９項に規定する工期の終期日の１４日前（工期の終期日の１４日前が土曜日，日曜日，祝日等にあたる場合は，その前日）までに工事を完成するとともに，監督員を通じて発注者に対し，完成届を提出するものとする。

第2章　安全対策

第1節　工事中の安全確保

建設機械施工安全技術指針は，国土交通省大臣官房技術調査課長及び国土交通省総合政策局建設施工企画課長通知（平成 17 年 3 月 31 日）を参考とすること。

第2節　保安施設

工事施工期間中，工事標示板，工事情報看板等を適切な場所に設置すること。

第3章　施工条件

第1節　作業時間等

作業時間は，月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時 00 分までの間とし，土日祝日は休工とする。やむを得ず，作業をおこなう場合は監督員と協議すること。（場内への入場は 8 時以降とする。）

第2節　施設の運用停止可能時間

本工事の施工にあたっては既設設備の運転停止可能時間は６時間を原則とする。もしこの時間を超えて停止する必要がある場合は監督員と協議を行い，指示する時間内に施工すること。また，このために必要な仮設備及び仮配線等は請負者の負担にて施工すること。

第3節　仮設物

請負者詰所，工作小屋，資材置場及び足場等の仮設物を設置する場合は，その設置位置及びその他について監督員の承諾を受けること。

第4節　工事用電力，用水，電話等

工事用の電力，水，電話等に必要な仮設物は請負者がその手続きをし，設置および撤去までを行うものとする。なお，これらの費用はすべて請負者の負担とする。ただし，監督員が承諾した場合は既存設備を使用することができる。また，試験および試運転等に必要な電力および用水は支給する。

第4章　施工管理

第1節　工程管理

請負者は，1 週間分の工事日報を翌週の月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）までに，その週の週間工程とあわせ提出するものとする。また，添付書類について監督員から補足を求められた場合は，直ちに提出しなければならない。

第2節　検査及び試験

１　請負者は本工事において水道部が行う検査を受け，これに合格しなければならない。なお，これらの成績書は請負者にて作成し，監督員に提出すること。
２　本工事における検査（工場検査・完成検査）及び試験の詳細については監督員との打合せによるものとする。
３　主要機器については，工場検査を行うものとするが，メーカー等の試験成績書等で確認できる場合は監督員の承諾を受けた場合は省略することができる。
４　検査及び試験に要する一切の費用はすべて請負者の負担とする。ただし，水道部職員の派遣費等は含まない。

第3節　工事立会

請負者は，水中，地下等に埋設する工事，その他工事完了後外部から明視できなくなる箇所を施工するとき，または重要な工事段階において施工する場合は監督員の指示に従い，立会いのもと施工すること。ただし，監督員の承諾を受けた場合はこの限りではないが，工事状況等を撮影し，その都度監督員に提出しなければならない。

第4節　その他

１　本設計書における配置図などは参考資料であり，現場をよく調査・検討した上で詳細な施工図などを監督員に打合せ簿により提出し，承諾を受けること。
２　本設計図書等は設計の大要を示すものであり，詳細部等について技術的必要事項は明記無くとも請負者の負担において完全に施工すること。
３　建築構造，機械設備等のとり合いの関係でおこる機器の位置及び配線路等の軽微な変更が生じた場合については，監督員と打合せの上，請負金額の変更を行わず施工すること。
４　工事完了後，請負者は水道部の指示する期間内に各機器について，専門の熟練した技術者を派遣して機器の取扱説明を行うこと。
５　工事完了後，後片付け，清掃及び仮設物の撤去等は監督員の指示により速やかに行うこと。
６　近接する地域住民に工事内容等を十分に周知したうえで，苦情やトラブルのないように施工に努めること。
７　本特記仕様書及び設計図面等に明示のない事項，またはその内容に疑義が生じた場合は監督員の指示を受けること。

第5章　その他

第1節　保証期間

１　本工事の保証期間は引渡し後２年間とする。

２　工事完了後，請負者の設計製作の不備，材料不良及び工事の不完全に起因すると判定される故障，または性能，機能上の不備欠陥を生じた場合には，請負者の負担において速やかに水道部の指示するとおりに修理または新品と取替を指示する期間内に完了すること。なお，保証期間後といえ，機器の欠陥等が見つかった場合には請負者は無償にて速やかに水道部の指示するとおりに修理または新品と取替を行うこと。

また，設計工作及び部品の不良等に起因する事故に対して，その因によっては請負者が責任を負うものとする。但し、天災，地変，不可抗力による事故又は取り扱い上の不注意による事故に対しては、この限りではない。

第6章　施工概要

第１節　工事内容

１　老朽化に伴い，排水ポンプの更新を行う。

1)排水ポンプ撤去及び据付

2)排水ポンプ試運転

第7章　機器仕様

第1節　排水ポンプ

１　仕　様

1)型　式	：	着脱式水中モータポンプ
2)口　径	：	φ100㎜
3)吐出量	：	1.5㎥／min
4)全揚程	：	10m
5)周波数	：	60Hz
6)電　圧	：	AC200V

7)起動方式　　：スターデルタ

２　設置台数　　１台

３　付属品（ポンプ１台に付）

1)基礎ボルトナット(SUS304)	：１式
2)着脱装置	：１式
3)水中ケーブル(15m)	：１式
4)ガイドホルダー	：１式
5)ガイドパイプ	：１式
6)吊り上げチェーン(SUS304 ・ 5m)	：１式
7)特殊工具	：１式

４　主要部材質

1)ポンプケーシング	：FC200 又は同等以上
2)羽根車	：SCS13 又は同等以上
3)主軸	：SUS420J2 又は同等以上

５　塗装

1)ポンプ本体	：水道用ノンタールエポキシ塗装
2)着脱装置	：水道用ノンタールエポキシ塗装

６　構造

1)本ポンプは排水を揚水するもので水中において連続運転に耐え，振動や騒音がなく，円滑に運転できると共に，特に有害なキャビテーション現象が発生しないように堅ろうな構造とすること。

2)ポンプに使用する電動機は，乾式水中形誘導電動機とする。
3)ポンプケーシングは内部圧力及び振動等に対する機械的強度並びに，腐食，摩擦を考慮した良質の鋳鉄製品とする。
4)ポンプ羽根車は，良質強靭なる製品とし，固形物の混入に対して堅ろうで詰まりにくい構造とする。また，平衡を十分とると共に表面を滑らかに仕上げること。
5)主軸は，電動機軸を延長したもので，伝達トルク及び振動に対しても十分な強度を有すること。
6)軸受は，十分な支持容量を有し長時間の連続運転に耐え円滑な自己潤滑ができる構造とする。
7)軸封部はメカニカルシールを用い運転中，停止中を問わず異物がモーター内に侵入しないよう中間に軸封油を密封した二段構造とする。またシール等の取替は容易に行える構造とする。
8)配管との接続フランジ寸法は，JIS 規格又は水道規格とする。

７　安全装置

1)異常温度上昇を検知するマイクロサーマルプロテクトを内蔵すること。

８　施工

1)別紙図面に基づきポンプの据付及び付属配管・付属機器の据付等，設備に必要な工事の一切を施工するものとする。

第 2 節　逆止弁

１　仕　様

1)形　式　　：スイング逆止弁
2)口　径　　：φ100mm　JIS10K
3)台　数　　：１台

２　主要材質

1)弁　箱　　：FC200 又は同等品以上
2)弁　体　　：FC200 又は同等品以上

第３節　仕切り弁

１　仕　様

1)形　式　　：外ネジ式弁

2)口　径　　：φ100mm　JIS10K

3)台　数　　：１台

２　主要材質

1)弁　箱　　：FC200 又は同等品以上

2)弁　体　　：FC200 又は同等品以上

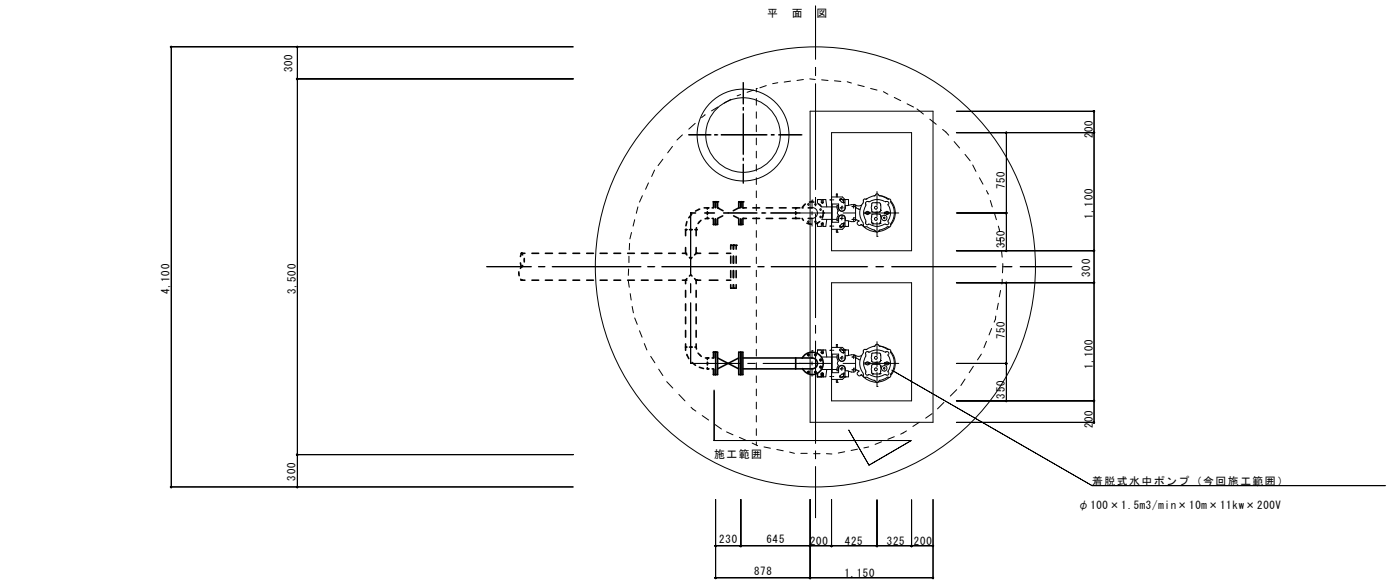

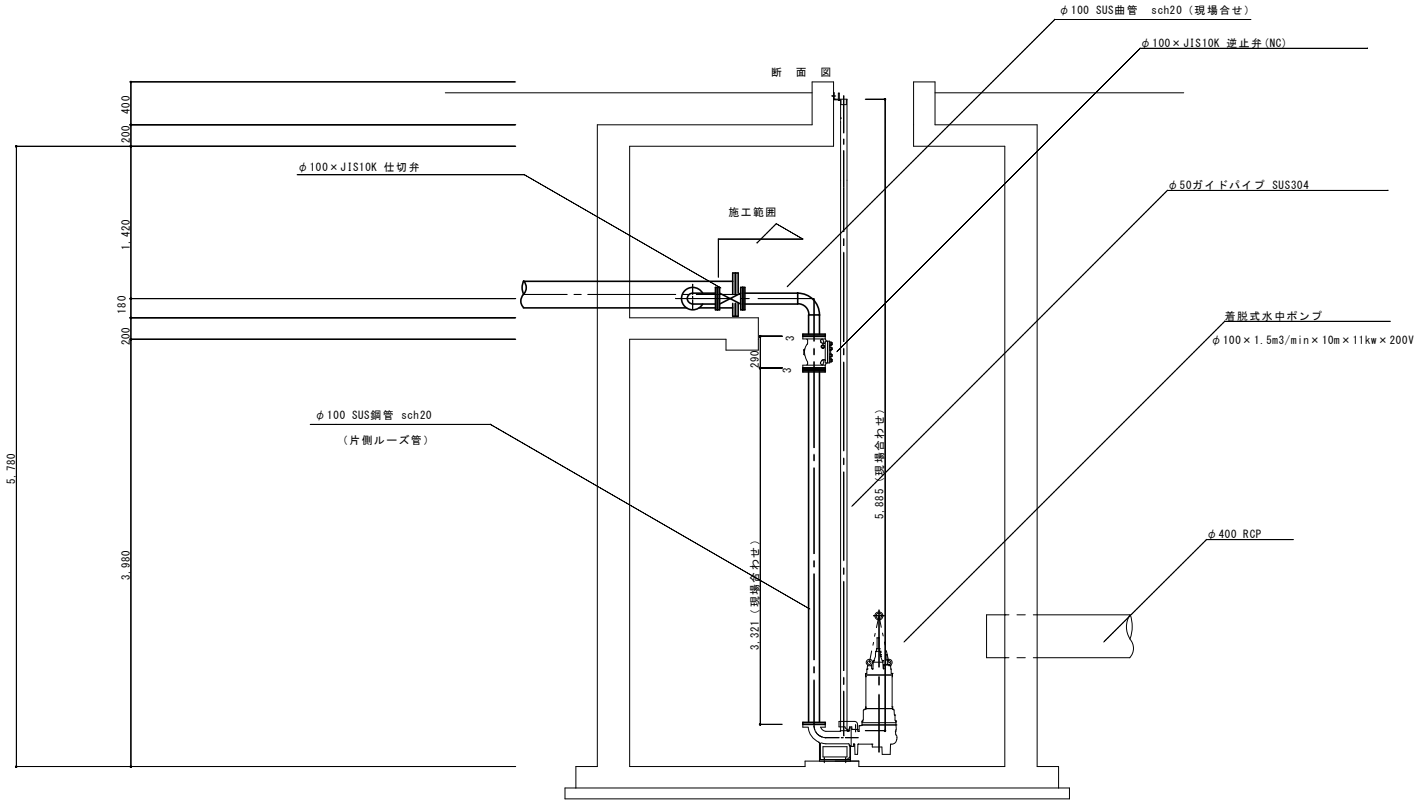

図面番号	1／1	縮　尺	1／50
工事名	宮浦浄水場1号排水ポンプ取替工事		
種　別	平面図・断面図		
工事場所	三原市宮浦一丁目		
三　原　市　水　道　部			